

令和5年度

学校いじめ防止基本方針

岡崎市立矢作西小学校

1 いじめに対する基本的な認識

＜いじめとは＞（いじめ防止対策推進法第二条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員によることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（例：「いじめ問題対策委員会」）を活用し、組織的に判断することが求められている。

＜いじめに対する基本姿勢＞

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、いじめは、どの学校でも起こりうる問題であり、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童に関わる問題である。これらの基本的な考えをもとに、教職員が未然防止、早期発見、発見・通報後の措置に努める。対策は、保護者、地域の人々、関係機関と連携をとりながら、学校全体で組織的に対応していく。

＜育てたい子どもの姿＞

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心して安全に生活できる場でなくてはならない。日頃より、児童一人一人が自分は大切にされているという実感をもつとともに、互いに認めあえる人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、校訓にある「考える やりぬく たすけあう」の理念のもと、「いのちを尊び、思いやりの心をもつ子」の実現を目指していく。

2 いじめ防止対策組織名

「いじめ長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込まず、組織として対応する。

通常は、校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、学年主任、生活指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等の外部専門家や教育委員会等関係機関の担当者を構成員とする。また、組織として情報と対策の共有化を図る場合には、全職員が参加する臨時の職員会も行う。

3 いじめ防止対策組織の役割

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・ 学校評価の中に、いじめを防止するための取組に対する項目を設け、その目標の達成状況を評価し、学校におけるいじめ防止等の改善を図る。
- (2) 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・ いじめに関するアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- (3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ 学校便りやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価等を発信する。
- (4) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 教師の取組

- (1) いじめの未然防止

＜取組内容＞

- ア 児童同士、児童教師間の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく人間関係づくり、いじめを生まない学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくりに努める。
- ウ Web-QU の結果をもとに研修会を開き、児童個人や学級の状態を教員が把握し、充実した学校生活を送れる環境を整える。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ いじめが起きる構図について具体的に説明をし、いじめを起こさない、いじめを許さないための知識と心情を育てる。
- カ 情報モラル教育を推進し、児童がネット上の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。携帯メールの発信やインターネットの利用で人を中傷することのないよう保護者にも注意文書を配付したり、児童に注意を呼びかけたりする。

＜取組学年と時期、回数＞

- ・ 全ての学年の児童、保護者に対して行う。
- ・ 児童への働きかけは、平常の教育活動全体で行っていく。
- ・ 保護者会、授業参観等で、いじめ防止について、保護者と意識を共有する。
- ・ 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止と実態把握に取り組む。

(2) いじめの早期発見

<取組内容>

- ア 生活アンケートや教育相談を定期的に実施するとともに、日頃の日記や会話からも児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 生活アンケートや教育相談の結果の集約と今後の対応を検討し、その内容を職員会議等で報告し、共通理解を図った上で、さらに取組や実践の充実を図る。

<取組学年と時期、回数>

- ・ 全ての学年の児童、保護者に対して行う。
- ・ 学級・学年通信や電話、家庭訪問により、日頃から保護者との関係づくりに努める。
- ・ 児童に対する生活アンケートや教育相談は、学期に2回以上行う。
- ・ 生活アンケートや教育相談をもとにした、いじめ長期欠席対策委員会を学期に1回行う。いじめの発見や通報があった場合には、隨時必要に応じて開く。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見、通報があった場合やいじめを受けている疑いがあると思われるときは、被害児童と加害児童の双方からその様子を聞く。
- ② 「いじめ長期欠席対策委員会」を中心に対応を協議し、加害児童には教育的配慮のもと、被害児童を守り通すという毅然とした姿勢で、指導や支援を行う。
 - ※ 問題が起きたときには、担任→役職・学年主任・生活指導担当へ、直ちに報告・連絡・相談を行う。
 - ※ 次の日には双方の児童が安心して登校できるように、その日のうちに教育相談、保護者への連絡、家庭訪問等を行い、解決を目指す。
 - ※ 直接、保護者と話す。問題行動による家庭訪問のときには、複数で行うこととする。
- ③ 被害児童と加害児童の保護者と話し、事実の確認と今後の対応について協力を依頼する。
- ④ 事件のあらましや背景も考慮して、臨時のいじめ長期欠席対策委員会を開き、教職員の共通理解と同一方向での対応が行えるようにする。
- ⑤ 必要に応じてスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑥ 安心して児童が通えるように、ケアや支援を行う。
- ⑦ 加害児童の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで、責任をもって対応する。
- ⑧ いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりへの手立てを、Web-QUの結果を再確認したり、いじめ長期欠席対策委員会を中心に協議したりし、実践する。
- ⑨ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

<実施学年と実施時期>

- ・ 全ての児童に対し、いじめについて発見や通報があったら、すぐに動く。

5 教師の研修（校内研修の実施内容と実施時期（今年度の予定））

- ・ 本年度の「学校いじめ防止基本方針」についての共通理解（4月職員会議）
- ・ いじめを生まない集団（学級、通学班、部活動等）づくり（4月職員会議）
- ・ 「未然防止」「早期発見」「早期対応」（「いじめ長期欠席対策委員会」年3回）
- ・ ネット上のいじめについての共通理解（年1回程度）
- ・ いじめ防止に関する研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・ Web-QUの見方や、結果から出された個人や学級の状態を踏まえた指導を考え、より良い学級経営を目指す。

6 家庭、地域との連携

- ・ 学校便りやホームページ等を通じて、基本方針の公開による保護者・地域への啓発や、いじめ防止対策の評価結果等を情報発信する。
- ・ 連絡帳、電話連絡、家庭訪問、懇談会、授業参観等を通して連携を深め、協力して児童の支援が行えるようにする。

7 関係機関との連携

- ・ 必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家や関係機関と連携する。
- ・ 市教育委員会には、いじめの報告を行い、指導を受ける。
- ・ 重大事態が起きた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

8 ネット上のいじめ対策

<ネット上のいじめの未然防止>

- ・ ネットモラルについての授業を行う。（市現職研修委員会学習情報部のカリキュラムを利用）
- ・ 児童、保護者、教職員に向けて、ネットモラルについての理解を深める。

<ネット上のいじめの早期発見>

- ・ 普段の日記や会話、保護者からの連絡等、アンテナを高く児童からの情報を全職員で集める。
- ・ 生活アンケートや教育相談によって、モバイル機器の利用状況や困っていることを把握する。
- ・ 学校裏サイトを定期的に検索する。（教頭）

<ネット上のいじめの解決>

- ・ 関係者から事情を聞き、事実を確認する。
- ・ 事実をもとに、加害児童の指導と被害児童のケアをする。
- ・ 保護者に報告をし、児童の今後のモバイル機器の使用について、改めて約束を決めてもらう。
- ・ 管理者にいじめとなる記事の削除を依頼する。

9 重大事態への対応

＜重大事態とは＞（「いじめ防止対策推進法」第28条）

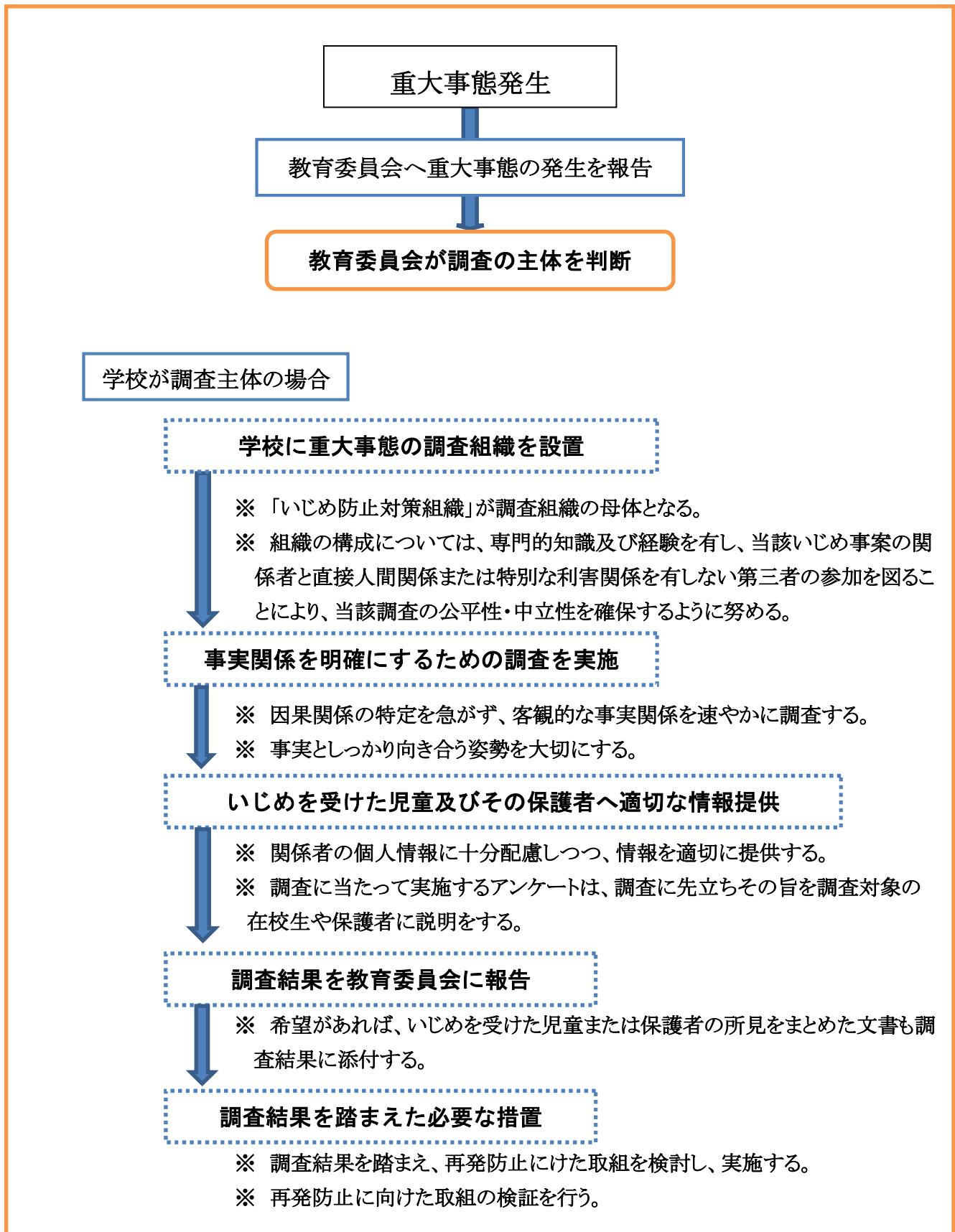
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ① 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- ② 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ③ 初期調査を実施する。
- ④ 調査結果については、教育委員会と連携し、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

10 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとする学校のいじめ防止の取組の見直し

- ・ 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ・ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年末に実施し、いじめ長期欠席対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- ・ 検証をもとに、次年度の「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

【重大事態の対応フロー図】



＜年間計画＞

	「いじめ長期欠席対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談方法やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○長期欠席対策委員会	○相談方法の児童、保護者への周知 ○身体測定	○授業参観 ○学校いじめ防止基本方針の周知
5月			○運動会 ○Web-QU 実施 ○校外(社会見学等)学習(随時)	○生活アンケート(いじめに関するアンケート)	
6月		○いじめ長期欠席対策委員会での協議と検証	○クリーニンググリーン活動 ○情報モラル指導 ○学校保健委員会	○教育相談週間	○授業参観 ○学校関係者評議委員会
7月		○現職研修 「Web-QU の活用」	○個別懇談会にて家庭生活の把握(必要に応じて)	○生活アンケート(いじめに関するアンケート) ○夏休みの生活指導	○個別懇談会
8月		○中間評価→検証			
9月			○選手激励会(水泳) ○選手激励会(球技・音楽)	○身体測定	○授業参観 ○PTA あいさつ運動
10月		○現職研修(ケーススタディ)(必要に応じて)	○学芸会	○生活アンケート(いじめに関するアンケート)	
11月		○いじめ長期欠席対策委員会での協議と検証	○山の学習 ○修学旅行 ○福祉実践教室 ○人権標語づくり	○教育相談週間 ○就学時健康診断	○授業の公開
12月		○現職研修 「Web-QU の活用」	○Web-QU 実施 ○人権週間への取組 ○赤い羽根募金活動 ○校内マラソン大会	○生活アンケート(いじめに関するアンケート) ○冬休みの生活指導	○個別懇談会 ○保護者への学校評議アンケート
1月		○年間評価→検証	○保健指導(命の大切さ) ○人権の授業	○身体測定 ○生活アンケート(いじめに関するアンケート)	○授業参観 ○学校関係者評議委員会 ○学校評議アンケート結果の周知
2月		○いじめ長期欠席対策委員会での協議と検証		○教育相談週間	
3月			○感謝の会 ○6年生を送る会 ○一年のふり返り	○生活アンケート(いじめに関するアンケート) ○春休みの生活指導 ○次年度引継ぎ資料作成	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○委員会活動 ○通学団体(毎学期)	○心のアンケート ○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○日記	○街頭補導での情報共有 ○民生委員会での情報共有

※コロナウイルス感染症対策に伴い、行事等は変更の可能性がある。

※いじめが発生した場合の対応については、いじめ対策委員会を中心に全職員で共通理解を図りながら対応する。